

令和8年1月27日
監査事務局監査管理課

住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づき監査委員が監査を行いましたので、監査結果を公表します。

職員に対する出張旅費の支出に関するもの

経過

- 令和7年11月25日 職員措置請求書受付
令和7年12月8日 監査委員会議にて審議（要件審査）
令和7年12月24日 請求人及び監査対象局職員の陳述
令和8年1月22日 監査委員会議にて審議（結果決定）

監査請求の要旨

私的な都合で視察を中止した職員が、新幹線乗車券等の払戻を行わず、事前に支払を受けた公金29,580円を返還しなかったことについて、市が被った損害の返還請求をしてください。

監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。（棄却）

<監査委員の判断>

- (1) 本件出張に係る出張命令、執行伺及び支出命令の手続について
監査結果公表文8ページから10ページまでに記載のとおり
(2) 本件出張に係る精算の手続について
監査結果公表文10ページから13ページまでに記載のとおり

以上のことから、本件出張に係る旅費の支出等の手続のうち特に精算について事務的な誤りが見られたものの、本件職員に資金前渡された旅費について制度に反して支給された事実及び返還を怠っている事実は認められませんでした。したがって、市に不当利得返還請求権は発生していないため、市長に財産の管理を怠る事実があるとは認められず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

<意見>

一般に旅費は、公務員が出張等を行った際に支出した経費に充てるために支給される金銭であり、いわゆる実費弁償の一種と考えられます。旅費の取扱いに際しては、公務のため旅行する公務員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに公費の適正な支出を図ることが求められます。

そのため、旅費支給に係る規程等の定め及び概算払による資金前渡を受けた際の精算等について、次のとおり意見を付します。

- (1) キャンセル料等について旅費支給規程に定められているところではありますが、本件のような不測の事態が発生した際にも各所属において滞りなく対応できるよう、旅費の支給の定めや考え方について、制度所管部署が適切に示すことがより望ましいと考えます。

(2) 支出の意思決定に関わる職員においては、資金前渡や概算払の適正な事務処理に努めるとともに、事務手続の誤りについては再発防止を図り、なお一層の努力をされるよう求めます。また、制度所管部署においては、制度やシステムの改定・更新等により取扱いが変わる際には、各所属において誤りが生じないよう、適切に事務手続等について示すことがより望ましいと考えます。

※ 監査結果公表文については、次のURLを御覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka-ju.files/20251125.pdf>



【参考：住民監査請求の監査結果（一覧）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka-ju.html>



【参考】地方自治法抜粋

（住民監査請求）

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～11 省略

お問合せ先

監査事務局監査管理課長 佐藤 やよい Tel 045-671-3354